

石川電力 電気料金メニュー約款  
新旧対照表

2024年8月1日付で以下のとおり、電気料金メニュー約款の改定いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 主な変更点

- ・小売電気事業者の変更

2. 電気料金メニュー約款（石川電力）新旧対照表

該当条項	変更前	変更後
表紙	小売電気事業者： <u>九電みらいエナジー株式会社</u>	媒介事業者： <u>株式会社ドリームワークス</u> 小売電気事業者： <u>九州電力株式会社</u>
第1条 適用	この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、当社が、 <u>九電みらいエナジー株式会社</u> が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで一般配送電事業者の供給区域へ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める基本料金、最低料金、最低月額料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。料金メニュー約款に定めのない事項に関しては、本約款の定めを準用いたします。	この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、当社が、 <u>九州電力株式会社</u> が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで一般配送電事業者の供給区域へ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める基本料金、最低料金、最低月額料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。料金メニュー約款に定めのない事項に関しては、本約款の定めを準用いたします。
第4条 契約種別	<p><b>【北陸エリア】</b></p> <p>1. AD・石川電力ご家庭向けプラン</p> <p>(4) 電気料金</p> <p>1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1. (1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定めるX円（以下単に「X円」といいます。）を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1. (1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p>	<p><b>【北陸エリア】</b></p> <p>1. AD・石川電力ご家庭向けプラン</p> <p>(4) 電気料金</p> <p>1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1. (1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1. (1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p>
第4条	<p>5. AF・石川電力動力プラン/D・石川電力低圧動力プラン</p> <p>(3) 契約電力</p> <p>(a) 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別紙1（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものと</p>	<p>5. AF・石川電力動力プラン/D・石川電力低圧動力プラン</p> <p>(3) 契約電力</p> <p>(a) 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、<u>料金メニュー約款別紙1（負荷設備の入力換算容量）</u>によつ</p>

	<p>します。)についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値とします。[ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は下記(b)に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものいたします。]</p> <p>(4)電力量料金  (b)電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、第2条1に記載の期間とし、その他季とは、第2条2.に記載の期間とする。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。</p>	<p>て換算するものとします。)についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値とします。[ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は下記(b)に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものいたします。]</p> <p>(4)電力量料金  (b)電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、<u>料金メニュー約款第2条1</u>に記載の期間とし、その他季とは、<u>料金メニュー約款第2条2.</u>に記載の期間とする。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。</p>
<p>第4条</p>	<p><b>6. AG・石川電力動力プラン2/E・石川電力低圧動力プラン2</b>  (3)契約電力  (a)契約電力は、契約負荷設備の各入力(出力で表示されている場合等は、別紙1(負荷設備の入力換算容量)によって換算するものとします。)についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値とします。[ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は下記(b)に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものいたします。]</p> <p>(4)電力量料金  (b)電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、第2条1に記載の期間とし、その他季とは、第2条2.に記載の期間とする。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分し</p>	<p><b>6. AG・石川電力動力プラン2/E・石川電力低圧動力プラン2</b>  (3)契約電力  (a)契約電力は、契約負荷設備の各入力(出力で表示されている場合等は、<u>料金メニュー約款別紙1</u>(負荷設備の入力換算容量)によって換算するものとします。)についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値とします。[ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は下記(b)に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものいたします。]</p> <p>(4)電力量料金  (b)電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、<u>料金メニュー約款第2条1</u>に記載の期間とし、その他季とは、<u>料金メニュー約款第2条2.</u>に記載の期間とする。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含</p>

	<p>てえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。</p>	<p>まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。</p>
第4条	<p><b>【中部エリア】</b></p> <p><b>8. CBD・石川電力動力プラン</b></p> <p>(3) 契約電力</p> <p>(a) 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別紙1（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものとします。）についてそれぞれ次の（イ）の係数を乗じてえた値の合計に（ロ）の係数を乗じてえた値とします。[ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は下記（b）に準じて算定し、（ロ）の係数を乗じないものといたします。]</p> <p>(4) 電力量料金</p> <p>(b) 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、第2条1に記載の期間とし、その他季とは、第2条2.に記載の期間とする。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。</p>	<p><b>【中部エリア】</b></p> <p><b>8. CBD・石川電力動力プラン</b></p> <p>(3) 契約電力</p> <p>(a) 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、<u>料金メニュー約款別紙1</u>（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものとします。）についてそれぞれ次の（イ）の係数を乗じてえた値の合計に（ロ）の係数を乗じてえた値とします。[ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は下記（b）に準じて算定し、（ロ）の係数を乗じないものといたします。]</p> <p>(4) 電力量料金</p> <p>(b) 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、<u>料金メニュー約款第2条1</u>に記載の期間とし、その他季とは、<u>料金メニュー約款第2条2.</u>に記載の期間とする。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。</p>
第4条	<p><b>【関西エリア】</b></p> <p><b>10. KSD・石川電力動力プラン</b></p> <p>(3) 契約電力</p> <p>(a) 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別紙1（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものとします。）についてそれぞれ次の（イ）の係数を乗じてえた値の合計に（ロ）の係数を乗じてえた値とします。[ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は下記（b）に準じて算定し、（ロ）の係数を乗じないものといたします。]</p> <p>(4) 電力量料金</p>	<p><b>【関西エリア】</b></p> <p><b>10. KSD・石川電力動力プラン</b></p> <p>(3) 契約電力</p> <p>(a) 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、<u>料金メニュー約款別紙1</u>（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものとします。）についてそれぞれ次の（イ）の係数を乗じてえた値の合計に（ロ）の係数を乗じてえた値とします。[ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は下記（b）に準じて算定し、（ロ）の係数を乗じないものといたします。]</p> <p>(4) 電力量料金</p>

	<p>(b) 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、第2条1.に記載の期間とし、その他季とは、第2条2.に記載の期間とします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。</p>	<p>(b) 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、<u>料金メニュー約款第2条1.</u>に記載の期間とし、その他季とは、<u>料金メニュー約款第2条2.</u>に記載の期間とします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。</p>									
<p>附 則</p>	<p>この料金メニュー約款の実施時期 この料金メニュー約款は、<u>2024年4月1日</u>より実施します。</p> <p>約款改定・改訂履歴</p> <table border="1" data-bbox="316 757 659 902"> <tr><td>2022年7月1日制定</td></tr> <tr><td>2023年4月1日制定</td></tr> <tr><td>2023年7月1日制定</td></tr> <tr><td>2024年4月1日改定</td></tr> </table>	2022年7月1日制定	2023年4月1日制定	2023年7月1日制定	2024年4月1日改定	<p>この料金メニュー約款の実施時期 この料金メニュー約款は、<u>2024年8月1日</u>より実施します。</p> <p>約款改定・改訂履歴</p> <table border="1" data-bbox="938 757 1281 936"> <tr><td>2022年7月1日制定</td></tr> <tr><td>2023年4月1日制定</td></tr> <tr><td>2023年7月1日制定</td></tr> <tr><td>2024年4月1日改定</td></tr> <tr><td>2024年8月1日改定</td></tr> </table>	2022年7月1日制定	2023年4月1日制定	2023年7月1日制定	2024年4月1日改定	2024年8月1日改定
2022年7月1日制定											
2023年4月1日制定											
2023年7月1日制定											
2024年4月1日改定											
2022年7月1日制定											
2023年4月1日制定											
2023年7月1日制定											
2024年4月1日改定											
2024年8月1日改定											